



ご使用に際しての注意事項

●使用の不承認

次の場合は使用を認めません。

- ① 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。
- ③ 管理または運営上支障がある、その他その使用が不適切であると認めるとき。

●使用の取り消し

次に該当する場合は、使用承認を取り消すことがあります。

使用を取り消されても、施設利用料(キャンセル料)がかかる場合があります。

- ① 使用者が期限までに利用料を納付しないとき。
- ② 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- ③ 使用者が使用の条件に違反したとき。
- ④ 使用权を第三者に譲渡、転貸したとき。
- ⑤ 使用者の使用が【使用の不承認】の①～③のいずれかに該当することとなったとき。

●使用上の注意

また、以下のことが守られない場合、使用を制限する場合があります。

- ① 全館禁煙です。喫煙は屋外の喫煙所で行ってください。
- ② 決められた場所以外での飲食はできません。
- ③ 各施設は定員が定められています。定員を超えての入場はできません。
- ④ ごみは主催者が責任をもってお持ち帰りください。
- ⑤ ポスター・チラシ等を、壁面・ガラス面等へ直接貼ることはできません。
- ⑥ 宅配物および郵便物は、予約時間内の主催者受取が原則です。当館への送付は事前にご相談ください。
- ⑦ 備品および施設は使用中の汚れを落とし、原状復帰して返却ください。
- ⑧ 主催者(設営業者、出展者、出演者等を含む)は、腕章、名札等、催事関係者であることが明示できるものを用意し、催事開催中は身に付けてください。

●禁止・制限事項

- ① 全館において裸火の使用、危険物の持込は禁止されています。
(静岡県石田消防署へ禁止行為の解除承認申請を行い、承認を受け、当館が了承した場合のみ可能)
- ② グランシップ周辺の歩道等をイベントで使用することはできません。
- ③ 承認を受けない寄付金品の募集、または物品、飲食物の販売はできません。
- ④ 使用承認を受けた施設以外(館外や館内共通エリア等)での商品展示、物品の販売、チラシ等の配布は禁止します。
- ⑤ 催事の宣伝を屋外で行う場合、静岡県屋外広告物条例で、電柱、街路樹、街灯柱、道路標識などへのポスター・チラシ等の貼紙、立看板は禁止されています。館内共通エリアにおいてもこれらの行為はできません。
- ⑥ 備品、設備、床、壁等へのホッチキスや画鋲の打ち込み、テープ類の貼付、マーキング、アンカー打ちはできません。
- ⑦ 防火設備および避難経路や非常口等への遮へい等は禁止されています。
- ⑧ 館内での調理行為はできません。
- ⑨ 動物の持込はできません。(介助犬、聴導犬、盲導犬を除く)
- ⑩ その他管理上支障があると認める行為はできません。

●主催者の責務

- ① 主催者または入場者が施設、備品、設備等を汚損、破損、または紛失したときは損害を賠償していただきます。
- ② 使用期間中は、設営業者およびその関連業者、出展業者などの行為であっても主催者に責任を負っていただきます。
- ③ 使用期間中に使用承認を取り消された時は、直ちに自己負担で原状復帰してください。
- ④ 使用期間中の使用施設の警備、施設内外の秩序維持、入場者の安全確保、車輛の管理、清掃およびごみ処理は主催者の負担で責任をもって行ってください。
- ⑤ 現金、貴重品の盗難や紛失には十分ご注意ください。当館では一切責任を負いません。
- ⑥ 盗難、火災、損傷がないよう事故防止に必要な対策を講じるとともに各種保険への加入をご検討ください。

●緊急時の対応

- ① 主催者は非常口、消火栓、消火器等防災機器設備の設置場所を確認し、閉場時には火気の点検をしてください。
- ② 主催者は火災等の発見時には、初期消火に努め、静岡県文化財団窓口(内線2330～2332、外線054-203-5713)に通報後、防火管理者の指示のもと来場者の避難誘導を実施してください。
- ③ 地震発生時は、来場者の身の安全を図り、静岡県文化財団の指示のもと来場者の避難誘導を実施してください。
- ④ 急患または人身事故発生時は、すみやかに静岡県文化財団窓口(内線2330～2332、外線054-203-5713)に連絡し、必要な指示を受けてください。

●免責事項

天災地変、交通機関の途絶などの不可抗力によって催事が実施できない場合の損害および禁止行為により使用の取消や使用の停止が生じた結果による損害についても、当館はその責任を負いませんのでご了承ください。